



Title	公教育の成立と女性教師：19世紀の日本とオンタリオの比較試論
Author(s)	河上, 婦志子
Citation	大阪大学大学院人間科学研究科紀要. 2016, 42, p. 103-121
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/57231">https://doi.org/10.18910/57231</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 公教育の成立と女性教師 —19世紀の日本とオンタリオの比較試論—

河 上 婦志子

### 目 次

1. はじめに
2. 私事としての庶民教育
  - 2-1 1846年「民衆学校法」以前のオンタリオの教育
  - 2-2 「学制」以前の日本の教育
3. 公教育制度の成立
  - 3-1 オンタリオの公教育確立過程
  - 3-2 日本の公教育確立過程
4. おわりに



## 公教育の成立と女性教師 —19世紀の日本とオンタリオの比較試論—

河 上 婦志子

### 1. はじめに

19世紀後半、それまで私事とされていた庶民の教育が公事、すなわち「公教育」<sup>1)</sup>になつた時、日本では女性教師が減少したが、カナダのオンタリオ<sup>2)</sup>では逆に増加した。なぜこのような差が生まれたのか。本稿の課題はこの差異の要因を探ることにある。

19世紀前半まで日本でもオンタリオでも、庶民の教育は町村の知識層によって自宅などを教室として随意的に営まれ、教育者と学習者の間の私的契約として成立していた。子どもの教育は個人の選択と財力に委ねられていたのである。

1846年、オンタリオでは「民衆学校法 (the Common School Act)」を定め、民衆の教育を地区の教育長の支配下に置いて交付金を支給した。民衆教育を公事としたのである。1871年には「学校法 (the School Act)」を制定し、学費を無償として公教育制度を確立した。その結果 1850年前後に 20%にすぎなかつた民衆学校の女性教師率が 19世紀末にはおよそ 80%に達した。

一方、日本で庶民教育が公事になったのは 1872(明治 5) 年の「学制」発布からである。国家が主導して地方当局に小学校の設置と就学の督促を命じた。その 3 年後の 1875(明治 8) 年、公立小学校の女性教師率は全国平均でわずか 1.3% であり、1885(明治 18) 年になっても 4.8% に留まり、1900(明治 33) 年にようやく 12% を超えたに過ぎない。公教育制度が導入される以前、私事として寺子屋や私塾で営まれていた庶民教育の担い手には少なからぬ女性がいたと推定されているにもかかわらず、公教育の成立によって女性教師が公立小学校からほぼ排除されてしまったように見える。日本とオンタリオのこの違いはなぜ生じたのだろう。

### 2. 私事としての庶民教育

#### 2-1. 1846年「民衆学校法」以前のオンタリオの教育

##### (1) 民衆の教育

オンタリオには英國系<sup>3)</sup>の入植者が多く、彼らが農地を得て住み着いた居留地では子どもたちの教育は親の役割であるとされていた。集団的な教育が行なわれていた場合で

も、地域の成人や教会の牧師が農閑期や布教の合間に片手間に行なう随意的な活動であった。貧しい農民には子どもの教育にかける金も暇もなかったのである。英国系住民の間には信心深く勤勉なキリスト教徒を育成するためとして教会の牧師が貧しい子どもたちに読み書きを教える伝統があり、日曜学校などで学ぶ子どもたちがいた。あるいは3歳から12歳までの子どもは夏に、14歳から30歳の生徒は冬に、しかも家での仕事がない時に限るという学校があったともいう。親たちは農業の仕事に最低限必要な読書算を習えればそれでよいと考えていた。教師の中には読み書きも碌にできない老爺、家計の足しにするため他人の子どもを預かる子持ち女性、人生の敗残者ともいべき男性も含まれていたという。(Graham:169-170,Axelrod:19)。

教育は親の責任とされていたオンタリオで、初めて子どもの教育に関する法律が制定されたのは、親のいない子どもたちのために特化した1799年の「孤児の教育と支援に関する法律」であった(Di Mascio:42)。

1816年になると民衆の子どもたちのための学校に関する法律、すなわち「民衆学校法(the Common School Act)」が制定された。それは、20人の生徒を集められるコミュニティが3人の教育委員を選んで学校を運営するなら、行政当局が教師と教室のための補助金を出すというものであった。行政当局の姿勢は、コミュニティの人々の自主的教育活動に対して多少の支援をするというスタンスに留まっていたのである。

行政当局がこうした政策を採ったのは、アメリカ独立戦争の際にカナダに移住してきたロイヤリスト(アメリカ独立に反対し英國への忠誠を誓った人々)たちがアメリカと同じような民衆の学校を要求したこと、オンタリオの地方新聞が民衆学校を要求する論陣を張ったこと、さらに1812年に起きたアメリカからの侵攻に対抗するためにはカナダの人々に英國への忠誠心と共通の価値観を植えつけ、植民地の支配者への服従を生み出す必要性があったことが指摘されている。またこの時、教師は英國への忠誠を誓う英國臣民でなければならないとされた(Axelrod:12-15,Di Mascio:49)。住民の要求と行政当局の思惑が1816年の「民衆学校法」を生み出したということができるかもしれない。だがこの時期のオンタリオの民衆教育は個人やコミュニティの自発性への依存度が高く、したがって就学率も低かった。たった1つの学級で年齢の異なる男女生徒を教育することの多かった民衆学校では英語の読み書きの基礎を男女同じように授業していた。積極的な督励が行なわれなかつたため就学率は低く、1830年代になっても半数しか学校に通つていなかつたと推定されている(ジョンソン:32-33)。

この時期の女性教師率は必ずしも高くなかった。その理由は女性教師が年かさの少年を教育できるかどうか危ぶむ教育委員がいたからであり、また若い男性にとって他によい職がなかつたためであるという(Danylewycz, Light and Prentice:34-35)。

## (2) ミドル・クラスの教育

一方ミドル・クラスの人々は、子どもの教育に出費する余裕があった。かれらはグラ

マー・スクールと呼ばれる古典語を教授する学校に子どもたちを通わせていた。またこうした学校に関する行政当局の姿勢は民衆教育に対するより積極的だった。1816年の「民衆学校法」成立に先立つ1807年、オンタリオの行政府は8つの地区ごとに地区学校を設置するように定めた「地区学校法 (the District School Act)」を制定した。地区学校はグラマー・スクールとほぼ同じであり、こうした学校は民衆には無縁のものであった。地方新聞は、本来支援の必要のないミドル・クラスの子どもたちのために公的基金を使うことを批判する論説を展開したという (Di Mascio:45-46)。

だが1839年には地区学校が12校に増え、読み書きを学んでいない低年齢の生徒たちをも受け入れ、約300人の生徒が在学していたという。授業料や寄宿費の必要なこれらの学校で学ぶことができたのは、ごくわずかの裕福な家庭の子どもたちだけだった。オンタリオの行政当局は1838年に地区学校の生徒1人あたり18ドルを支出したのに対し、民衆学校の生徒には2ドルを出費したに過ぎなかったという。男子を想定して設立された地区学校に入学する女子も少なくなかった (ジョンソン:34-35)。

一方上層ミドル・クラスの人々は子どもたちを私立学校に入学させ、男子には専門職や行政職に就けるように古典語教育を、女子は女子向けのアカデミーで教育を受けさせ、さらに上流の人々は英国に子どもを留学させたという (Axelrod:10-11)。1829年に行政府から多額の基金を受けて設立されたアップバー・カナダ・カレッジは、イギリスの著名なパブリック・スクールと同じように広大な敷地に立派な校舎を備え、トロントの上流階級の子どもたちを受け入れて教育した<sup>4)</sup>。

19世紀前半のオンタリオの学校は、教育費を負担できない人々のための民衆学校と、上層・中層の人々のための私立学校や地区学校とに分かれ、行政府の関心は後者にあつたといつてよい。民衆の教育は個人とコミュニティの自発性に委ねられており、就学率は低く通学期間も短かった。1816年の民衆学校法は基礎教育の指針を示しただけであって、これをもって公教育が成立したとは未だ言えない状態だった。

## 2-2. 「学制」以前の日本の教育

### (1) 庶民の教育

江戸時代の日本には士農工商の身分制度があり、支配階層の武士とそれ以外の農民・町民との間に厳然とした境界が設定されていて、原則としてその境界を乗り越えることはできなかった。財力によって民衆とミドル・クラスに区分されていたオンタリオとは事情が異なるので、日本については農民や町民を「庶民」と呼ぶことにする。

庶民の教育はオンタリオと同じく私事であった。庶民は子どもの教育を僧侶・神官や武士や地域の知識層に託した。彼らは寺社や自宅を用いて基礎的な読書算や「往来物」など庶民の生活に必要な教材を使った教育を行なっていた。また時には四書五経などの漢文も教えていた。寺子屋の他に、程度の高い漢学や書画あるいは蘭学の私塾も日本の各地に開かれていて、庶民に学習・研鑽の場を提供していた。寺子屋や私塾での教育は、

親や学習者が経営者や教師に授業料を支払うことによって、自分たちの欲する知識や能力を手に入れるという私的な契約関係の上に成立していた。

とはいえたが、藩の教育に关心を寄せる藩もあった。石川謙によれば、庶民に勤勉・儉約・忍耐・従順などの道徳を身につけさせたいという思想にもった藩は庶民教育に关心を払い、時には庶民に藩校や郷校への臨席や入学を認め、より高い教育機会を開放する場合もあったという。しかしそれは例外的措置であって公的権力をもった藩が直接的に庶民教育を運営するものではなかった。藩の教育対象はあくまで自分たち武士の後継者であった。一方で庶民の子どもたちのための寺子屋や私塾には武士やその子どもたちも通っていて、武士と庶民が共に学ぶ「士庶共学」が行なわれていたという（石川謙 1972）。

経済活動や交通・流通の活発化と、町民の経済力の向上によって庶民教育は発展していった。広大な地域に人々が拡散して農民の小さなコミュニティを形成していたオンタリオとは異なり、人口密度の高い日本では城下町・宿場町・門前町・港町などを中心に庶民のための教育施設が形成されやすかったと言えるだろう。

1883（明治 16）年に実施された調査に基づく『日本教育史資料』（明治 23 年文部省刊）によれば江戸時代末期、全国に 1,504 の私塾と 15,595 の寺子屋があったというが、実際にはこの数値以上の私塾や寺子屋が存在したと推定されている。この資料によれば、そのうち女性が経営していた私塾 6、寺子屋 176 が 28 府県にわたって存在し、女子ばかりではなく男子にも教授していたという（菅野 :240-245）。同じ資料から女性教師の比率を平均 3.4% と算出し、女性教師の比率が 3% 以上の府県が 12 に及んでいたとする研究もある（鈴木 :43-44）。

町民の経済活動が盛んであった大坂や江戸には成熟した庶民の学習システムが形成されていた。『大阪府の教育』には、天保年間（1830-1844）のこととして「寺子屋 1200 軒、1 軒あたりの寺子 30 人として・・・」との記述や、「学制」が発布された頃にはすでに大坂近郊の北河内の男子はほぼ全員、女子は 50 - 60%、平均 80% が寺子屋へ就学していたという推計の存在が指摘されている。大坂の教育機関は多様で、寺子屋・訓蒙屋・読物屋・算盤屋などに分かれ、読物屋は寺子屋を終えた中流以上の商家の子どものために四書などを講じ、算術は算盤屋で教えたという。また貧困家庭の子どもたちに手習いを教える「一文屋」「三文稽古」（1 回ごとに一文あるいは三文を支払って学ぶ）の寺子屋や夜間の寺子屋があり、中流の人々のための謡曲・生花・茶湯・和歌などの師匠もいたという。また手跡指南 40 人中、女性が 5 人という 18 世紀中期の資料があるという（梅溪他 :242-249）。江戸末期の大坂における女性経営の寺子屋は 0.8%、女性教師の比率は 4.2% という試算もある（鈴木 :41-43）。

一方幕末の江戸には大きなもので 400-500、小さなものまで加えれば 1500 前後の寺子屋があったと推定されている（石川松太郎 :144）。また石川謙は『日本教育史資料』の分析から寺子屋経営者を男性 336、女性 186（35.6%）と算出し、町民の多い地域に女性教師が多かったのは、江戸中期以降の商工業活動の発展に伴って女性の労働力が必要にな

り女性にも初步的な読書算の能力が期待されるようになったこと、女性が寺子屋経営に進出できる社会的・経済的諸条件が整ってきたこと、かつては未亡人になって一人暮らしをすることは「ご法度」であったが、それが許容され「女筆指南」の看板を掲げて生計を立てることができるようになったことを指摘している（石川謙 1960:130-133）。江戸とその近郊の女性教師の比率は26.2%であったという推計もある（鈴木：45）。

大坂や江戸という大都市には庶民のニーズに応じるさまざまの学習機会が存在し、女子就学者の増加とともに女性教師の需用も高まっていたことが窺える。

## （2）武家の教育と女性

江戸時代の日本では武家の教育は藩が設置運営する藩校で行なわれていた。その主たる教育課程は四書五経などの漢学を中心に構成されていた。オンタリオのミドル・クラスのためのグラマー・スクールの教育が、同じく日常生活には関係のないギリシャ語・ラテン語などの古典語教育であったことと軌を一にしている。

藩校は、藩士の男子をほぼ強制的に入学させていたが（石川松太郎：68-69）、女子にはごく一部の例外を除いて閉ざされていた。たとえ支配層であっても女子の教育は私事とされていたのである。しかし武家の女性は、その環境に応じて家庭内で祖母や母親、父や兄あるいは家庭教師から読み書きの基礎を学び、時には漢学の手ほどきを受けた。女性の嗜みとしての詩歌・管弦・書画、茶道・花道や裁縫などを家庭内であるいは私塾で学んでいたのである。私塾では有力町人・農民の女性と共に学ぶこともあった。

父親や夫の職業に関連して漢学を身につける環境に置かれ、男性にも劣らない知識を身につけた女性がいた（柴：159-162、山川：36-37）。藩校入学以前の息子に母親が漢籍の手ほどきをする例もあったという（石川・直江：178-180）。女性にも開放された漢学の私塾があった岡山には漢学塾に通う女性が200名以上いたという（光田：326）。和歌や俳諧のみならず漢学に秀でた武家の女性も幕末には少なからず存在したと思われる。

# 3. 公教育制度の成立

## 3-1. オンタリオの公教育確立過程

### （1）1871年「学校法」へ

1830年代に入りオンタリオの産業化が進むにつれ人々の教育要求が強まっていった。支配層の人々が、増え続ける移民たちに英國風の態度を身につけさせ、若者たちの非行を抑え、貧しい人々を善良・従順で時間を厳守する労働者に作り上げるために義務教育が必要だと考えるようになったのである。監獄より学校の方が、また看守より教師の方が安上がりであり、民衆を道徳的・宗教的にして犯罪を減らすことができる、と述べた視学もいたという（Graham:170-171）。教育は産業社会が生み出す課題の解決策の1つだとみなされるようになった。

1846 年に教育長官（Superintendent of Education）に任命されたエドガー・ライアンは、こうした状況を背景に再度「民衆学校法」を制定し、地区の教育長に民衆教育の責任を負わせ、親たちには子どもの数に応じた地方税（貧困家庭は免除）を課し、教科書や学年制を導入した。しかし学費無料の民衆学校 15 校を設立することを定めたこの法律に反対する者もいた。宗教教育や個人の自由を要求する人々は画一的で強制的な教育に抵抗を示し、すでに子どもを私立学校などで学ばせている金持ちは自分たちの税金が貧しい民衆のために使われることを嫌ったのだという（Graham : 172-173）。1848 年には抵抗するトロント市民によって民衆学校は 1 年間閉校となった。増大するアイルランド系カソリック教徒のために税金を使うことにプロテスタントたちが難色を示したからであり、町村の自律性を侵害する中央集権化に対する抵抗があったからでもあるという。その結果アイルランド移民の流入を制限する法律が生まれた。1850 年には再び「民衆学校法」が制定され、親から地方税を徴収するのではなく地域の資産税を教育にあてるよう改定され、教育委員を選出する権限を地方に委ねることになった。ここにオンタリオの本当の意味での公教育制度が誕生したとされる（ジョンソン :47-48）。一方で地区学校は 1839 年の 12 校から 1870 年代には 100 校へと増加した（Axelrod:29-38）。

1867 年「英國領北アメリカ法」が制定され、教育は州の管轄事項となり州独自の教育政策が策定されることになった。オンタリオでは 1871 年に「学校法（the School Act）」が制定され、教育委員会が地方の資産税によって民衆学校と中等学校を運営し、学費を無償とすることになった。農業と製図（drawing）、読み、書き、算数、地理、文法を教えることが定められ、7 歳から 12 歳の子どもは 1 年のうち最低 4 ヶ月は通学しなければならないことになった（Axelrod:35-37）。

だが 1850 年代には無断欠席が多く、半数以下の生徒しか学校に通っていなかった。無料の基礎教育ですら、家庭や農場で子どもを働かせようとする親たちに受容されなかつた。1880 年代になっても大多数の生徒たちが 15 歳になる前に学校を離れて実業や家業に従事していた。貧しい親たちは教育を受けても暮らしが楽になるわけではないと考えていたのである。一方、裕福な親たちは州の教育制度を蔑視して自分の子どもたちを私立の学校に入れていた（Graham:173-174）。

1880 年代には民衆学校のカリキュラムに衛生、禁酒、体操が加わり、20 世紀への変わり目には手工と家庭科が導入された。こうした教科を学ぶ生徒は大きく増加したが州政府は「有能な教師は自分で研鑽を積むことができる」として、これらの科目を授業する教師の養成・訓練をしなかったという（Danylewycz and Prentice:65-66）。民衆学校教師の質の向上に行政当局の関心が薄かったことが窺える。

## （2）女性教師の増加

公教育制度が成立し年間を通じて民衆学校を開校するようになると専門的に教育に従事する教師が必要になった。男性が労働に従事する夏期は女性が、農閑期の冬期には男

性が教師を務めるという方法も考慮されたという。男子を含む多年齢集団を教える女性の能力が疑問視されたのである (Prentice:7)。にもかかわらず民衆学校の女性教師の比率は年々上昇していった。1847年の民衆学校教師の女性率は約20%であったが、1860年には25%に、1870年には50%になり (Richter:2-3)、さらに世紀の変わり目にはおよそ80%にまで上昇していたという (Graham:200)。

この女性教師率上昇の背景には産業の発達による男性の教職離れや、経済的独立と人格的自由を求める女性の要求の高まりがあったが、最大の理由は男性教師の給料の3分の2以下で女性教師を雇うことができたことであった。町村の教育委員会は民衆の子どもたちの教育のために高い給料を払う意思はなく、養成が不十分でも給料の低い教師を採用した。そのため1847年にトロント師範学校が設立されて教員養成が制度化されたにもかかわらず、教育当局や教育委員会はその後何十年にもわたって、教師になるには中等学校での教育だけで足りるとした。20世紀に入っても中等教育しか受けていない民衆学校教師が大多数を占めていたという (Wotherspoon:119)。彼らはモデル・スクールで数週間の教育実習を経験しただけで教壇に立った (Graham:175-176)。

1847年から1871年にかけてオンタリオの民衆学校では女子生徒が増加し、生徒総数に占める女子率も44.3%から47.3%に上昇した。都市部での女子率は男子を上回ることもあったという (Davey:1-2)。また固有の女子教育を望む風潮が変化し、1860年代にはグラマー・スクールに通学して男子と同じ教育課程を学ぶ女子生徒が増え、1870年代末にはグラマー・スクールの生徒の半数は女子が占めるようになり、英語・歴史・現代語・科学・古典・数学などを学んだという (Axelrod:60-61)。つまり中等学校の学歴をもつた女性たちによる教職人材プールが形成されていたのである。しかも早くから英國系移民の入植が進んでいたオンタリオでは英國系の若い女性が多く、英國臣民であることを条件とされた教師になりうる女性が数多くいたのである<sup>5)</sup>。

長期の訓練期間を必要とせず、体裁のよい職場で子ども相手に数年間仕事をし、母になった時にその経験を生かせる職業として、教職は若い女性を惹きつけた。教育委員会の方も若くて従順な女性教師を数年ごとに安い給料で雇い直せることを歓迎した。既婚女性は家庭について家族の天使であらねばならないという理念が生み出したマリッジ・バー(既婚女性を教職から排除する慣習・規定)も、給料の低い若年女性による教師の新陳代謝をもたらした (Reynolds:1987)。

### 3-2. 日本の公教育確立過程

#### (1) 小学校政策と女性教師

日本での公教育は「邑に不学の戸なく、家に不学の人ならしめる」として国民皆教育の理念を掲げた、1872(明治5)年の「学制」発布に始まる。国民の教育水準を上げて国家の近代化を図り、富国強兵によって西欧列強に追いつくことが目標とされた。

明治政府は「学制」の理念に基づき、士族・平民の共学と教育課程の男女共通性を持

つ新しい方式の公立小学校を設置・運営することを各府県に要請した。ただし教育を受けることはあくまで個人の利益のためであるとして授業料を徴収させ、政府の補助金は僅かしか拠出せず、戸別あるいは学齢児童のいる家庭からの学区内賦課金や半ば強制的な寄附金に頼る学校運営を採用した。また従来の寺子屋や私塾を廃して、文部省が定めた教則や教科書を用いた新しい小学校を設置することを求めた（石戸谷：9-26）。

小学校が公権力を背景に誕生した教育機関であったため、その教師は人々の目に「官吏＝役人」と映ったようだ。秩禄処分によって禄を離れた士族たちにとって官吏的色彩を帯びた教師は軍人・警官と並んで士族としての矜持を保つに適した職業であった。そのため明治初期には教職に就く士族が多く、1882（明治15）年には小学校教師の4割近くが士族であったという（園田他：23-25）。また幕末には武士の寺子屋師匠が1割程度しかいなかつたとされる近畿（石川謙 1960:124）でも、1879（明治12）年の河内・大和・和泉では1830人の教師のうち600人が士族であったという（園田他：23-25）。地域の有力住民が、私塾の経営者とその娘を小学校教師として採用しようとしていた方針を覆し、わざわざ遠方から元浪人の士族を招聘した例もあったという（大橋：47-47）。

男性士族を誘引した教職の官吏的色彩は女性の参入を阻む要因となっただろう。女性が役人になることなどそれまでなかつたからだ。士族の女性たちの中には読書算の知識ばかりでなく漢学の素養も備えた女性が少なからずいた。自ら寺子屋を経営し、または女師匠として教育に携わってきた女性たちもいたが、公的領域すなわち男性の世界とされた小学校とりわけ公立小学校は女性にとって疎遠なものになってしまったと思われる。

表1 公・私立小学校の女性教師と女子生徒の構成比率

年号 西暦	政令や学校・ 教員の区分	公立小学校				私立小学校			
		教員数	女性率	生徒数	女子率	教員数	女性率	生徒数	女子率
1876	9	50,277	2.0%	1,995,470	25.2%	2,015	14.6%	72,331	34.7%
1879	12	69,043	2.9%	2,244,542	25.4%	2,223	24.8%	70,526	38.2%
1880	13 改正教育令	70,835	2.7%	2,279,268	24.6%	1,727	20.9%	69,591	37.2%
1886	19 小学校令	78,915	4.2%	2,761,873	28.8%	761	18.0%	40,729	47.9%
1892	25 尋・高／本・准区分	58,651	5.4%	3,108,867	30.3%	1,109	17.8%	56,543	44.7%
1895	28 本科・専科区分	69,920	6.7%	3,625,281	33.2%	1,202	21.0%	62,392	47.2%
1897	30	77,911	10.7%	3,815,556	35.7%	1,140	23.8%	61,900	47.2%
1900	33 第三次小学校令	91,289	12.9%	4,520,482	40.7%	1,131	28.5%	57,340	48.2%

\*1892年と1895年の公立小学校の数値には官立小学校も含まれている。

表1「公・私立小学校の女性教師と女子生徒の構成比率」を見ると、1876（明治9）年の公立小学校の女性教師率の全国平均は2.0%であり1892（明治25）年になんても5.4%にすぎないが、私立小学校の女性教師は公立の数倍の構成比率を示している。

女性の小学校教師が少なかつたいま1つの理由として考えられるのは、小学校が近代文明導入のための教育機関であったことだ。寺子屋的小学校が混在する時期を経て、「改正教育令」発布の翌年1881（明治14）年に出来られた「小学校教則綱領」は伝統的な読書算に加えて地理・博物・物理・化学・幾何などを教科として指示した（仲新他：43）。い

かにも男性性を帯びたこれらの教科は女性の教職参入を阻む要因になったであろう。しかし何より政府や地方当局が女性教師の採用に消極的だったことがこの結果をもたらしたのだ。師範学校の女子生徒率が15%を超えることはほとんどなく、教師不足を補うために設置された修業年限2年4ヶ月の簡易科は男子に限るとされた(篠田・手塚:50,59)。

教科の男性性は女子生徒を小学校から遠ざける要因にもなった。1877(明治10)年の文部省の巡回報告によれば、農村地域では結婚後に読書算ですら役に立つことがないのに、まして世界地理など教える小学校に通わせるより家に置いた方がよいとされていたという(『文部省第5年報』:20)。農村には「娘宿(むすめやど)」で次世代の育成を行なう風習が根づいており女子に必要な知識・技能を育成していたのである。1875(明治8)年に男子の就学率は50%を超えていたが、女子のそれは18.7%にすぎず、女子の就学率が初めて50%を超えたのは1897(明治30)年である(仲新他:64-68)。この状況は女子教育を担当することが多い女性教師の増加を抑制した。また女性教師の多い私立小学校が女子生徒を惹きつけていたのは女子向けの授業が行なわれていたからだろう。表1に見るように女子生徒率は私立が公立より約10%高い。

政府は一定水準の公立小学校を全国に広めようとして基準に合わない学校や教師を排除もしくは改善させようとし続けたことが『文部省年報』から読みとれる。教員を訓導(正規教員)と授業生に区別するようになった改正教育令(1880年)の時から基準に満たない学校は小学校から外され、4年間の修学義務を定めた小学校令(1886年)を経て、正規教員の少ない私立小学校は漸次その数を減少させていく。次いで改正小学校令(1890年)が出された2年後から教師は本科と専科、さらに正教員・准教員・雇(やとい)教員に区別されて統計処理されるようになる。教師の専門と資格がより厳しく問われるようになったのだ。そして厳格な基準が適用される度に女性教師たちは公立小学校から各種学校へ、訓導ではなく授業生に、本科より専科へと出現の場を変えていった。女性教師が多くいた私立小学校も淘汰されていった。文部省の厳しい水準維持の政策は女性教師たちを周辺に追いやる結果を生んだといえよう。

この教育政策は富国強兵を急ぐ政府が、住民のニーズよりも国家の要求を重視したものであり、男子対象の小学校制度を整備しようとして女子およびその親のニーズを閑却するものであった。そのため江戸時代に基礎教育の担い手であった女性教師も必然的にその地位を追われていくことになったのだろう。

公立小学校の女性教師率が上昇するのは、『文部省年報』に本科教員と専科教員に分けて表示されるようになった1895(明治28)年前後からである。女子の学習ニーズに応じて裁縫を正科として授業するようになって女子の就学率も上昇し、また裁縫を担当する女性教師も増加したのである。したがって増加した女性教師に占める専科教員の比率は高かった。たとえば1897(明治30)年の尋常科の女性教師に占める専科教員の比率は44.9%、高等科では68.6%であり、男性の専科教員率が数%であることと著しい対照をなしている。そのうえ女性専科教員の半数以上が無資格の雇教員であった。

## (2) 女性教師の行方—大阪と東京の推移に見る—

江戸末期には高い女子就学率と多数の女師匠の存在を推定されていた大阪や東京でも、明治時代に入ると公立小学校の女性教師率が低下した。それはなぜだったのか。女性教師たちはどこにいってしまったのか。

大阪について見てみよう。大阪では就学率を上げるために、文部省の定めた上等・下等小学校とは別に下々等小学校を設置して教育内容を簡易にし、小学校に就学できない子どものための夜学校や子守学校を設立した。授業料は徴収せず、地域住民への賦課金や寄附金で小学校運営費を賄った(『文部省第4年報』: 167)。そのためか1879(明治12)年の文部省調査で大阪は「100日中日々出席生徒数」が89.0%で全国一位になった。

表2 大阪の小学校の女性教師率と女子生徒率

年号	政令や学校・教員の区分	小学校および手芸学校数			公立小学校		
		公立	私立	手芸学校	教師数	女性率	生徒数
1876	9	322	78	115	709	1.4%	51,332
1879	12	528	80	323	990	0.3%	65,288
1880	13 改正教育令	290	75		836	2.0%	36,330
1881	14 堺県(含む奈良)編入	1,061	40		2,668	1.3%	121,659
1886	19 小学校令	846	6		2,812	2.5%	95,669
1887	20 奈良県分離	367	4		1,425	2.3%	84,632
1892	25 尋・高別	451	4		1,665	7.2%	101,723
1895	28 本科・専科	465	5		1,982	11.9%	114,053
1897	30	461	5		2,156	14.4%	120,991
1899	32	466	8		2,465	16.3%	119,790

\*1892年と1895年の公立小学校の数値には官立小学校も含まれている。

\*1900年のデータには雇教員の数値が欠落していたので1899年のデータを用いた。

女子の就学率を上げるため2年間の基礎教育を行なう下々等小学校と裁縫・手芸の授業を組み合わせた形の女子手芸学校も設立された。表2「大阪の小学校の女性教師率と女子生徒率」に見るように女子手芸学校は1880(明治12)年に公立323校を数えた。ここには4人の男性教師と337人の女性教師が配置されていた。この手芸学校に公・私立小学校を合わせると345人の女性教師がいて教師総数の24.3%を構成していた。また女子生徒総数の19.0%がそこで学んでいた。しかし1881(明治13)年の改正教育令によって、それまで『文部省年報』に小学校に準ずる形で統計表に掲げられていた女子手芸学校は、文部省の基準に合致しないことを理由に「各種学校」とされ、そのため女子手芸学校の女性教師の大半も小学校教師ではなくなってしまった。1881(明治13)年の公立小学校の女性教師数は17人でその構成比率は2.0%にすぎず、新たに生まれた各種学校の127人の女性教師たちは正規の小学校教育の境外に置かれることになった。翌1882(明治14)年には奈良を含む堺県が大阪に編入されたために教師総数は増加したが女性教師率は1.3%に低下し、女子生徒率も低下した。

大阪の私立小学校は、文部省の要求する基準に合わせることができなかつたためか1883(明治16)年以降一気に減少するので、公立小学校だけを見ることにすると女性教

師の比率は非常に低く、小学校令が発布された1886（明治19）年で2.5%にすぎない。しかもその内実を見ると88.6%が補助員だった。その後小学校が尋常科と高等科に分離し、教師も本科と専科に分かれるようになった1895（明治28）年に、ようやく女性率が10%を超えた。だが尋常科の女性教師のうち46.3%、高等科で77.7%が専科教員であり、さらに専科教員のうち尋常科では89.9%、高等科では71.2%が准教員もしくは雇教員で、正教員はほとんどいなかったのである。

東京に目を向けてみよう。東京の公教育制度の定着過程の特徴は私立小学校が多かつたことである。表3「東京の公立小学校と私立小学校」を見ると1876（明治9）年、公立小学校125校に対して私立小学校が705校で5倍以上あることがわかる。そのため公立小学校の構成比率は15.1%にすぎない。全国平均が94.1%であったことと格段の違いがある。またこの年の全国の私立小学校総数は1460校だったので、そのおよそ半分が東京に集中していたことになる。教師数も私立小学校は公立のほぼ2倍、生徒数は2.5倍であり、女性教師率や女子生徒率も私立小学校の方が高い。この年、女性教師の91.1%、女子生徒の76.4%が私立小学校に集中していた。

表3 東京の公立小学校と私立小学校

年号 西暦	明治	政令や学校・ 教員の区分	小学校数		公立小学校				私立小学校			
			公立	私立	教師数	女性率	生徒数	女子率	教師数	女性率	生徒数	女子率
1876	9		125	705	504	5.2%	16,854	36.7%	1,107	20.2%	42,624	46.9%
1879	12		180	698	821	13.5%	23,605	37.7%	1,134	21.9%	45,200	45.7%
1880	13	改正教育令	166	584	779	14.9%	22,418	39.4%	1,065	27.1%	46,888	39.7%
1886	19	小学校令	244	415	823	14.2%	37,203	38.1%	526	17.3%	33,552	48.6%
1892	25	尋・高／本・准区分	244	369	1,202	18.4%	55,267	40.8%	769	19.8%	36,069	47.6%
1895	28	本科・専科区分	417	367	1,858	17.1%	83,852	41.1%	827	22.2%	41,072	47.6%
1897	30		403	336	1,966	20.7%	94,009	42.1%	770	23.2%	43,365	49.1%
1990	33	第三次小学校令	414	253	2,293	20.5%	108,725	43.7%	783	28.6%	41,939	49.6%

\*1892年と1895年の公立小学校の数値には官立小学校も含まれている。

\*1886（明治19）年の小学校数は、尋常科の数である。この年から小学校は簡易科・尋常科・高等科に分かれた。

\*1892年の全国の私立小学校数は561、東京だけで65.8%、全国私立の教員数は1109人、東京は769人で69.3%である。

東京の公立小学校は文部省の教則や教育課程を遵守し、教師の等級によって給料を定め、生徒の家庭の経済事情によって授業料を段階づけ、支払能力がないという者についてはその旨の書類を提出させて学務係や戸長が確認作業をした上で授業料を免除するという極めて杓子定規な仕組みを探っていた（『文部省第1年報』：3）。

一方、初期の私立小学校は江戸時代の寺子屋や私塾を継承したものが多く漢学・皇学・洋学を教授するところもあれば、読書算のうち1科しか教えない学校もあったという（『文部省第1年報』：2、『文部省第4年報』：26）。大阪で基準に合わない学校を各種学校として正規の学校から除外した1880（明治13）年にも、東京には公立の3.5倍の私立小学校があつて、小さな教室に子どもたちを詰め込んでいたり、夫婦が自宅で開いていたり、習字だけを教えていたりする私立小学校が多数存在したという。巡視した文部官僚はこのような私立小学校を「毒室」であると唾棄し、生徒の得失に見識のない父母が私立小

学に子どもを通わせるので公立小学が増えないのであると非難している（『文部省第8年報・二冊』：30-32）。

また1880（明治13）年から教師を訓導（正規教員）と授業生に区分するようになったが、1883（明治16）年の統計を見ると、公立小学校の授業生率は10%程度であるのに、私立小学校では80%を超えていた。そしてこの頃から公立小学校が増加し、私立小学校が減少するようになっていく。それを東京府の担当者は「民心向学の厚き完全なる教育を得んと欲する者が増加しているからであろう」と解釈した（『文部省第12年報』：2）。

さらに1886（明治19）になると公立小学校の教師数および生徒数は私立を凌ぐようになる。その陰には私立小学校の存続や新設に厳しく当たるという意図をもった小学校令の存在が指摘されている（門脇：85）。この年から女性教師総数に占める私立小学校の女性教師の比率が一挙に43.8%に、私立の女子生徒が占める比率が53.5%と下落し、その後共に年々下降していく。だがいったん減少した私立小学校の教師数も生徒数も再び増加した。そこには小学校令に含まれた代用小学校の制度が関係している。不足している公立小学校の代用として私立小学校を活用しようとした文部省は1887（明治20）年に「私立代用小学校規則」を発して、知事の認可を受けた私立小学校を公立小学校に準ずるとして「代用小学校」の名称を与えたのだ。代用小学校になった私立小学校は少なくなかつたという（東京都）。19世紀末に至ってもなお女性教師および女子生徒の30%強が私立小学校に集まっていた。

東京では、文部省基準に合わないと批判され続けた私立小学校が「学制」公布後15年近くにわたって公立小学校を凌駕し続けたことに驚きを禁じえない。それだけ公立小学校を忌避し、逆に私立小学校を評価し選択する人々が多かったのだ。小木新造はその理由を、寺子屋を継承した私立小学校には父祖伝来の師弟関係が築かれていたこと、月謝の融通がきいたこと、普段着で通学できたこと、丁稚奉公などに適した3年制の簡易科を設置していたことに求めている（小木：476-482）。また公立小学校の女性教師率が大阪ほど低くなかつたのは、1876（明治9）年から上等小学校に手芸を取り入れたことや（『文部省第4年報』：64）、1880（明治13）年に女性教師による女子対象の礼式の授業を導入したこと（『文部省第8年報』：34）が関連しているかもしれない。専科教員が導入された後の東京の公立小学校では尋常科の女性専科教員はさほど多くなかつたが、高等科の女性教師に占める専科教員は60%を超え、そのうち50%以上が非正規の教師であった。

#### 4. おわりに

公教育制度の導入後のオンタリオでは、年間を通じて開校する必要、できるだけ給料の安い教師を採用したいという教育委員会の思惑、既婚女性を教職から排除する慣習、そして教師資格であった「英國系」という条件をみたす女性の多さなどが相俟つて、19世紀末には小学校教師の80%近くが若い英國系未婚女性によって占められるようになっ

た。また教師になろうとする男性が少なかったことも大きな要因であった。農地と森林・鉱物資源が豊かなオンタリオでは最低限の読み書き能力さえあれば高い収入を得られる職業が男性には多く用意されていたからであり、教職が男らしさのイメージとは合致しないと思われていたからでもある（Reynolds 1990:99）。またグラマー・スクールで男子と同じように学んだ女子が民衆学校教師の人材プールを作っていた。カナダでは、教育は州の専管事項であり、また大英帝国臣民の育成が第一義とされ、カナダ国家への忠誠心や強い兵士を養成することが民衆学校には特に求められていなかつたことも、基礎教育を女性に委ねることへの抵抗を少なくしていたのかもしれない。何よりミドル・クラスの人々は自分たちに必要な学校を手に入れており、民衆学校の充実には積極的でなかつた。そのため低い養成水準の若い女性教師たちをただ安上がりというだけで雇い続けたのであつた。

一方富国強兵の実現を急ぐ日本の政府は、産業と軍事の担い手である男子の教育を重視し、女子の学習ニーズを軽視した。早くから女子の就学率を上げるために裁縫教育の導入が必要だという認識を持ちながら（『文部省第5年報』:20）、19世紀末になるまで裁縫教育を小学校の正科として採用しようとしなかつた。男女同一の教育課程を設定し男女同等の教育機会を準備したように見えながら、女子のニーズに応えることによってその就学率を上げる努力をしなかつた政府の一見矛盾した姿勢は、実際に果たす「機能」よりも、男女同じという「形式」を備えた教育制度を作り上げることこそが「近代国家」の表象だとみなしていたことの反映だと言えなくもない（中澤:99）。

日本での公教育の成立、すなわち近代化を急ぐ政府の主導による規格化された小学校の設置や画一的な教育課程の強制は、人々がそれまで自発的に築き上げてきた学習機会の非正規化をもたらした。大阪や東京には以前から多様な教育機関が存在し、人々はその財力・能力・必要・興味・関心に応じて、それら学習機会を選択・利用し、それぞれの発達段階や個性や目標に合った進度と方向で指導を受けていた。しかし公立小学校では支配者から押しつけられた教師によって、必要性を感じてもいい内容を、個々の状況を無視した一斉授業で教え込まれたうえ定められた授業料を徴収されたのである。こうした公立小学校が普及していく過程の初期段階で女性教師はその出番を失っていった。

公教育成立後のオンタリオで、女性教師が増えたのはミドル・クラスで構成される教育委員たちが貧しい民衆の教育を軽視して、できるだけ安上がりで使い捨てができる教師を雇用しようとしたからである。一方、四民平等を謳い士族も庶民も共に学ぶ「士庶共学」の小学校を実現した日本で、女性教師の数が伸び悩んだのは政府が女子のニーズを無視し続けたためである。さらにその背後には男子と同じ中等教育を女子にも受けさせたオンタリオの人々と、女性固有の役割に合致した教育を求めた日本人々との、女子教育観の違いが潜んでいたと言えるだろう。

## 注

- 1) 本論では、さまざまの定義に検討を加えた上で公教育を「直接公的規制の対象となる教育で、公の性質を持つとされる教育、とくに国公私立学校教育をいう」とした市川昭午の定義を借りた(市川:7)。
- 2) オンタリオ州は1867年の「英國領北アメリカ法」制定までアッパー・カナダと称されていたが、本論では混乱を避けるために一貫してオンタリオと記述することにする。
- 3) 本論では細川道久の定義(細川:15-16)を借りて、イギリス・スコットランド・アイルランド・ウェールズを総称して英國と記述する。
- 4) 現在でも多くの卒業生をアイビーリーグなどに進学させているアッパー・カナダ・カレッジは授業料だけで年間3万カナダドル以上必要である。1867年に創立された同種の女子校、ビショップ・ストラチャン・スクールの授業料もほぼ同額で、幼稚園児から受け入れている。参観させてもらった2002年には校内に劇場や温水プールがあり、寮生は洗濯物を袋にいれて廊下のボックスに入れておけばクリーニングされて戻ってくるようになっていて、室内の整頓はしても掃除はしないとのことであった。
- 5) オンタリオでは1931年に至っても英國系教師が男女とも約85%を占め、労働力全体の75%前後と比べると英國系のしめる割合が高かった(Reynolds 1990: 16)。ドイツやウクライナなど非英國系の移民が多くいた中西部では20世紀初頭、英國からやってきた女性教師が比較的良好な条件で小学校に雇用されたという(堀内:183-186、井野瀬:19)。

## 引用文献・参考文献

- Axelrod, Paul(1997) *The Promise of Schooling: Education in Canada, 1800-1914*, University of Toronto Press
- Danylewycz, Marta and Prentice, Alison(1986) Teachers' Work: Changing Systems of Nineteenth- and Early Twentieth Century Central Canada, *Labour/Le Travail* (Spring), pp.59-80
- Danylewycz, Marta, Light, Beth and Prentice, Alison (1987) The Evolution of the Sexual Division of Labour in Teaching: Nineteenth Century Ontario and Quebec Case Study, Jane S. Guskell and Arlene Tiger McLaren(eds.) *Women and Education :A Canadian Perspective*, Detselig Enterprises Limited
- Davey, Ian E. (1975) Trends in Female School Attendance in Mid-Nineteen-Century Ontario, *Histoire sociale /Social History* Vol.8, No.16, pp.238-254
- Di Mascio, Anthony (2010) Educational Discourse and the Making of Educational Legislation in Early Upper Canada, *History of Educational Quarterly*, Vol.50, No.1,

pp.34-54

- Graham, Elizabeth(1974) Schoolmarms and Early Teaching in Ontario, Janice Acton, Penny Goldsmith and Bonnie Shepard(eds.)*Women at Work:Ontario,1850-1930, Canadian Women's Educational Press*, pp.165-209
- 細川道久 (2012)『白人支配のカナダ史 ; 移民・先住民・優生学』彩流社
- 堀内真由美 (2008)『大英帝国の女教師 : イギリス女子教育と植民地』白鐸社
- 市川昭午 (2006)『教育の私事化と公教育の解体—義務教育と私学教育』教育開発研究所
- 井野瀬久美恵(1993)「帝国のレディは植民地へ向かう（上）：世紀末イギリスの女性移民と子ども移民」『へるめす』43号, 岩波書店, 4-27頁
- 石川謙 (1960)『寺子屋』至文堂
- 石川謙 (1972)『日本庶民教育史—近世に於ける教育機関の超封建的傾向の発達』玉川大学出版会 (昭和4年刀江書院刊の初版本を校訂・複製したもの)
- 石川松太郎・直江広治 (1977)『日本子どもの歴史4：武士の子・庶民の子（下）』第一法規
- 石川松太郎 (1978)『藩校と寺子屋』教育社
- 石戸谷哲夫 (1967)『日本教員史研究』講談社
- 門脇厚司 (2004)『東京教員生活史研究』学文社
- ジョンソン、F. ヘンリー (1984)『カナダ教育史』(鹿毛基生訳・学文社) (原著 : F.Henry Johnson(1968), *A Brief History of Canadian Education*, McGraw Hill)
- 光田京子 (1998)「女子教育の展開」, ひろたまさき・倉地克直編著『岡山県の教育史』(都道府県教育史), 思文閣出版, 323-335頁
- 仲新・伊藤敏行・江上芳郎編 (1979)『学校の歴史 第2巻 小学校の歴史』第一法規
- 中澤涉 (2014)『なぜ日本の公教育費は少ないのか：教育の公的役割を問い合わせなおす』勁草書房
- 大橋昇平 (1981)「小学校創設期における教員社会：五日市勧能学校と教師たち」石戸谷哲夫・門脇厚司編『日本教員社会史研究』亜紀書房
- 小木新造 (1979)『東京庶民生活史研究』日本放送出版協会
- Prentice, Alison(1975) The Feminization of Teaching in British North America and Canada 1845-1875, *Social History*, Vol.8, No.15, pp.5-20
- Reynolds, Cecilia(1987) Limited Liberation: A Policy on Married Women Teachers, Patricia A. Schmuck; *Women Educators; Employment of Schools in Western Countries*, State University of New York Press
- Reynolds, Cecilia(1990) Hegemony and Hierarchy: Becoming A Teacher In Toronto, 1930-1980, *Historical Studies in Education*, Vol.2, No.1, pp.95-118
- Richter, Barbara(2006) *It's Elementary : A brief history of Ontario's public elementary teachers and their federations Part 2: Early 1800 to 1944* (電子版 : ETFO ホームページより)

- 柴桂子（1997）『近世おんな旅日記』1997 吉川弘文館
- 篠田弘・手塚武彦（1979）『学校の歴史 第5巻 教員養成の歴史』第一法規
- 菅野則子（1994）「寺子屋と女師匠—江戸から明治へ—」『一橋論叢』, 第111巻・第2号, 240-256頁
- 鈴木義隆（1981）「寺子屋女教師の研究」『白鷗女子短大論集』7巻1号, 34-51頁
- 園田英弘・浜名篤・廣田照幸（1995）『士族の歴史社会学的研究』, 名古屋大学出版会
- 東京都（1971）『続・東京の初等教育』(都史紀要20), 東京都
- 梅渓昇編著（1998）『大阪府の教育史』(都道府県教育史), 思文閣出版
- Wotherspoon,Terry(1998) *The Sociology of Education in Canada: Critical Perspective*, Oxford University Press in Canada
- 山川菊栄（1983）『武家の女性』岩波書店（初版は1943年三国書房刊）

## The Legislation of Public Education in the 19<sup>th</sup> Century and Women Teachers in Japan and Ontario

Fujiko KAWAKAMI

In the middle of the 19<sup>th</sup> century, the governments of Japan and Ontario introduced public education for all. Before that, the governments of both states had been interested in schooling for the upper classes, but had ignored the education of common people.

The Ontario government had noticed the beneficial effects of public education on social stability and productivity, and for the transmission of British culture. Schooling was regarded as the means of creating desirable workers who would learn restraint, punctuality, and submission to authority.

Once Japan opened its borders to the world, the new government focused on enhancing national prosperity by adopting Western technology, and strengthening its defense capacity by training soldiers to match those of the advanced industrial countries.

After the introduction of a public education system, the number of women teachers in Japan decreased while their counterparts in Ontario increased greatly. This article aims to analyze the reasons for this difference.

In Ontario the government did not force children to attend schools. Many families needed their children to work on the farm or at home, and education was not considered important. Rural school boards tended to employ young women of British descent with low level qualifications, and paid them two-thirds of a man's salary. Many young women were willing to be school teachers before marriage, partly because teaching was a socially acceptable job for lower middle class women, and partly because teaching children was regarded as ideal preparation for motherhood. The percentage of women teachers in Ontario schools increased steadily from approximately 20% in the 1850s to 50% in the 1870s and to 80% at the end of the century.

Meanwhile, the Japanese government was more enthusiastic about spreading public education among the populace, and preferred male teachers. Local authorities were ordered to build elementary schools and to force parents to send their children. The curriculum was the same for boys and girls, but parents expected girls to learn sewing skills and receive minimal instruction in the 3Rs. With no sewing classes offered, parents preferred girls to stay home.

Prior to the introduction of public education, women teachers had taught the fundamentals of the 3Rs and sewing in private. The percentage of women teachers at that time was estimated to be over 3 percent on average, although higher (about 30 percent) in urban areas. With the new public school system and a curriculum without sewing classes, women teachers were excluded from elementary schools. Within three years, only 1.3 percent of public elementary school teachers in Japan were women. Later in the 19<sup>th</sup> century, schools began to introduce sewing as a formal subject, and more women teachers were hired, although they tended to have low qualifications and low status.

The great difference in the number of women teachers in Japan compared to Ontario was related to the different government attitude to education for common people and the distinct expectations for girls' education among common people.